

賛助会員ご加入・ご寄付について

1. 目的（大分県アイバンク協会定款より）

角膜等の眼球組織の移植術による視力障害者の視力の回復に資するため、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に定めるところにより眼球を提供すること（以下「献眼」という。）又は眼球提供を受けることのあっせんを行うとともに、献眼及び角膜移植に関する普及啓発を図り、もって県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

2. ご加入・ご寄付の方法

(1) 申込先 郵送、FAX、メール添付のいずれかでお申込み下さい。

■郵送の場合：

〒879－5593

由布市挾間町医大ヶ丘1－1 大分大学医学部眼科学講座内
公益財団法人 大分県アイバンク協会

■FAXの場合： 097-551－9051

■メール添付の場合： 送信先アドレス office@oita-eyebank.or.jp

(2) 送金先 [大分銀行本店営業部 普通7501521 公益財団法人 大分県アイバンク協会]

(3) 会費 一口以上何口でも結構です

法人賛助会員 一口 年額 10,000円より

個人賛助会員 一口 年額 2,000円より

(4) 寄付金 金額は問いません

3. その他

ご入金確認後、領収証（受領証明書）をお送り致します。

※ 当協会の公益法人化によりいただきました賛助会費や寄附金については、税制優遇措置を受けることができます。

尚、申告の際には、上記の領収証（受領証明書）が必要となりますので、お申込みの際には正確な記入をお願いいたします。